

4 折りたたみ椅子等の安全確保に向けた今後の取組についての提言

本協議会は、折りたたみ椅子等の安全性を確保し、重大な事故を防止するため、今後、国・関係機関、事業者団体、東京都、施設管理者、消費者が取組むべき事項について、次のとおり提言する。

本提言に基づき各分野での取組がなされることにより、折りたたみ椅子等が原因となる消費者の事故の未然・再発防止につながるものとする。

特に、東京都が、協議会報告の趣旨を踏えて、こうした取組を推進するために、関係者に対し提案・要望していくとともに、危険性について広く情報提供や注意喚起を行うことを強く求めるものである。

(1) 事故の形態に合わせた製品本体における安全対策の実施（国・関係機関、製造・販売事業者団体）

製造事業者団体は、折りたたみ椅子による危害を防止するため、関係機関と協力し、事故の形態に合わせ、以下に提案するアとイを参考に、設計開発段階からの安全対策を検討すること。また、業界の安全自主基準として実現を図るよう検討すること。検討するに当たっては、子どもの事故の現状を鑑み、子どもの身体特性、能力を考慮し、大人用の製品であっても子どもが使用又は接触することを想定した安全対策を検討すること。

国及び関係機関は、折りたたみ椅子の可動部等による危害を防止するため、将来、折りたたみ椅子に関する日本工業規格(JIS)等の公的規格の策定も視野に入れ、消費者、事業者、学識経験者と協力し、事故の実態に合わせた安全対策を検討すること。

販売事業者団体は、事故の実態等を踏まえ、輸入品を含め、安全性を考慮した折りたたみ椅子の販売に努めること。

ア 製品の構造における安全対策

・可動部の隙間等における安全対策

製造事業者団体は、折りたたみ椅子が突然動き不意な開閉により指等が挟まれた場合、重大な危害にならないよう、可動部の隙間や姿勢保持装置等を規定している「ASTM F2613-07」や、機械類の隙間を規定している「JIS B 9711:2002」等を参考に、安全対策を講ずること。

・侵入防止の措置による安全確保

製造事業者団体は、指等が可動部の隙間に侵入し、挟まれ・せん断等の重篤な危害を及ぼす可能性がある場合には、安全確保のための侵入防止の措置（保護カバーの装着等）を講ずること。

イ 危険・警告・注意表示、取扱説明書等の改善による安全確保

・危険・警告・注意表示の適切な場所への貼付による注意喚起

製造・販売事業者団体は、事故の未然防止の観点から、危険・警告・注意表示を、製品本体の危険箇所付近のできるだけ視認しやすい箇所に、子どもでも分かりやすい目立つ色、形、文字等に表示すること。

・視認しやすい大きな文字、分かりやすい表記で適切な使用方法等を記載した取扱説明書等による注意喚起

製造・販売事業者団体は、事故の未然防止の観点から、組立・収納時の適切な使用方法等

を、視認しやすい大きな文字やイラスト等を用いて分かりやすく取扱説明書に表記すること。
また、危険・警告・注意表示とセットで製品本体にも表示すること。

また、ロック装置を装着する場合は、ロック装置の位置が子どもでも分かりやすいように、大きく、目立つ形、文字等で表示すること。

(2) 事故情報の収集・共有・分析体制の充実強化（国・関係機関、製造・販売事業者団体、東京都）

・消費者に対する事故情報通報の働きかけ

製造・販売事業者団体は、消費者に対し、雑誌、機関紙、チラシ等広報媒体を活用し、事故情報の通報を働きかけること。

東京都は、消費者に対し、ホームページ、リーフレット等を活用し、事業者や消費生活センター等の事故情報通報窓口で事故情報を通報するよう働きかけること（57-59 頁、資料5 参照）。

・事故情報収集体制の整備（インターネット等の活用を含む）

製造・販売事業者団体は、事故の未然防止・拡大防止を図るため、消費者事故通報窓口等を設置し、事故情報収集体制を整備すること。

国及び関係機関は、製造・販売事業者団体の事故情報収集体制の整備を推進すること。

・事故情報の共有、関係機関の連携促進

製造・販売事業者団体は、事故の未然防止・拡大防止を図るため、同様の機構を持つ製品の製造・販売事業者団体と協力し、事故情報の共有化を図り、連携を推進すること。

国・関係機関及び東京都は、事故の未然防止・拡大防止を図るため、製造・販売事業者団体や消費者等から積極的に事故情報を収集するとともに、事故情報の一元的な集約を図り連携を強化すること。

・事故情報の公表促進

製造事業者団体は、事故の未然防止・拡大防止を図るため、消費者に対し、収集した事故情報を迅速に公表すること。

・事故情報分析・評価体制の充実

製造事業者団体は、事故の未然防止・拡大防止を図るため、事故情報の分析・評価体制の充実を図ること。

・安全性が高い製品開発促進

製造事業者団体は、分析・評価した情報を基に安全に配慮した製品の研究開発を推進すること。また、将来、安全性が高い折りたたみ椅子のモデル提案についても検討すること。

(3) 使用者側における安全確保（施設管理者、製造・販売事業者団体、東京都）

ア 公共施設等における安全確保の実施

施設管理者は、折りたたみ椅子等の可動部分に指を挟む事故を防止するため、以下の点に留意し、安全対策を講じること。また、子どもに重大な事故が多く発生していることから、子どもが利用する機会が多い学校や公共施設等では、子どもが使用又は接触することを考慮した安全対策を講じること。

・適切な保守の実施

施設管理者は、折りたたみ椅子等を点検し部品の欠落、破損等危険箇所の状況を確認し、

保守管理に努めること。(例：前後分離脚タイプの後脚先端キャップが外れている場合、先端キャップを補充又は補修の実施)

製造・販売事業者団体は、既販売品における部品欠落や破損による危害を防止するため、部品をストックし、その提供に努めること。

・利用者への注意喚起、適切な使用方法の説明徹底

施設管理者は、利用者に対して交付する利用許可書等の書面に、折りたたみ椅子等の取扱いに関する注意事項を記載するとともに、職員による取扱いに関する注意事項の説明を実施し徹底すること。また、折りたたみ椅子等に注意シールを貼付する、又は取扱いに関する注意事項を記載したポスター等を掲示するなど事故防止に努めること。

製造事業者団体は、施設管理者がポスターやチラシをホームページからダウンロードし、施設に掲示できるようにすること。

・比較的安全性が高い製品への買い替え促進

施設管理者は、指等を挟み重大な危害が発生する危険性が高い前後脚分離タイプ及びリンク式タイプを使用している場合、比較的危険性が低く前後脚の隙間が確保されているシリンダータイプ等への買い替えに努めること。

・折りたたみ椅子等の危害防止に対する意識の向上

施設管理者は、施設管理に関係する職員等に対し、折りたたみ椅子等の指挟み事故の未然防止に努めるよう、指導・徹底すること。

東京都は、施設管理者による職員等への指導に使用できるよう、折りたたみ椅子等の取扱いに関する注意事項を記載した事故防止啓発リーフレット等を作成し、配布すること。

イ 消費者等への注意喚起・普及啓発

製造・販売事業者団体は、指挟み事故、転倒・転落事故を防止するため、消費者等に対し、関係機関と協力し、雑誌、機関紙、チラシ等により、事故防止の注意喚起に努めること。

東京都は、指挟み事故、転倒・転落事故を防止するため、消費者等に対し、折りたたみ椅子等が関係した事故の実態、使用時の取り扱いに関する注意事項等を記載した事故防止啓発リーフレットやホームページ等により、事故防止の普及啓発に努めること。

ウ 自らの安全を守る消費者の自覚

消費者は、安全確保に関する情報を通じ、自ら危険性を判断して安全性の高い製品を選択すること。また、消費者は、将来の事故を防止する観点から、事業者や消費生活センター等に積極的に事故情報を通報するよう努めること。

(4) 同様の機構を持つ他の製品の安全対策の実施（他製品の製造事業者団体）

折りたたみ椅子と同様の機構を持つ他の製品の製造事業者団体は、指挟み等の危害を防止するため、折りたたみ椅子以外の製品についても、本協議会が提案している「(1)事故の形態に合わせた製品本体における安全対策の実施」を参考に設計開発段階から安全対策を検討すること。また、事故の未然防止・拡大防止を図るため、本協議会が提案している「(2) 事故情報の収集・共有・分析体制充実強化」について実施し事故の再発防止に努めること。